

ヒアリング依頼項目について

平成18年 5 月15日

内閣府 規制改革・民間開放推進室

(1) 教育委員会制度の見直しについて

- 現在の教育行政組織は、学校長、市町村の首長及び教育委員会並びに都道府県の首長及び教育委員会が並列的あるいは重疊的に存在しているため、学習者側（児童生徒・保護者）から見て権限と責任の所在が曖昧になっていると同時に、中央から地方への上意下達のシステムの下で画一的な学校運営が行われ、学習者の要望や意見に即応できる権限と責任が現場に与えられていないのが現状と認識している。このような現状を改善するためには、学習者本位の教育ガバナンス、すなわち

教育現場に権限と責任を一体的に付与し、学習者への説明責任を全うできる体制、各学校の自主性・自立性を尊重し、創意工夫が発揮できる体制、を首長の責任に基づき確立することが重要であり、そのためには教育委員会の必置規制の廃止が必要であると考えている。

この点、昨年12月に総理の諮問機関である地方制度調査会が「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」において、自治体の判断により教育委員会を設置するかどうかを選択できることとすることが適当である旨既に提言している。また、平成18年 3 月29日開催の第 7 回経済財政諮問会議に提出された「基本方針2005」の総点検に関する資料において、教育委員会の関与の見直し等が「取組みを強化すべき主な項目」に挙げられており、教育委員会制度の弾力化（教育委員人数の弾力化等）が適当であるとした平成17年10月の中教審答申を踏まえてもなお「取組みのスピードは緩やかである。教育における現場主義の徹底が必要であり、この観点からの更なる取組みが求められる」と指摘しているが、これらに対する貴省の見解を伺いたい。

- 上記のように教育行政組織のガバナンスの在り方を首長の責任で決定することについて、少なくとも構造改革特区で実現したいとする自治体がある場合、そのような首長の意向を否定し、教育委員会を置かなければならないとする合理的な理由は見当たらない。しかし、昨年秋までの8次にわたる構造改革特区提案募集において「教育委員会の必置規定の廃止」を求める提案が計 7 回、自治体より出されているものの、未だ実現に至っていない。平成18年4月19日開催の経済財政諮問会議においても、なぜ特区で実現できないのかをめぐり議論があったと承知しているが、この点について貴省の見解を伺いたい。

(2) 教育バウチャー (児童生徒数基準の予算配分方式) の導入について

- 昨年 10 月に公表された内閣府の「学校制度に関する保護者アンケート」によれば、現在の義務教育段階の学校教育について、不満とする者が 43.2%と満足であるとする者の 13.0%を大きく上回っている。このような現状を改善するためには、学習者 (児童生徒・保護者) を行政措置の対象として、あるいは教える側の教員の視点から捉えるのではなく、学習者本位の教育を実現することが急務であると認識している。その実現に向けて、自ら望む教育を受けたいという学習者の権利として、私立学校のみならず、義務教育の主たる担い手である公立学校も含めて自由に学校を選択できる機会を確保し、

(学級数・教員数ではなく) 各学校を選択した児童生徒数に応じて予算を配分することは極めて有効な施策の一つであると考えている。これによって、

親の所得によらず、学習者に対し公平かつ多様な教育機会が提供されるとともに、各学校の改善努力を促し、学校教育の質が向上する

ことが期待される。(社) 日本経済団体連合会からも、学校選択、学校評価と児童生徒数を基準とした予算配分方式の導入を三位一体で義務教育改革を進めるべきとの提言が先般公表されているところである。

貴省におかれても、「骨太方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定) において教育バウチャー制度について平成 18 年度までに結論を得ることになったことを受け、既に昨年秋季から研究会を設けるなどして検討に着手していると承知しているが、現時点までの検討の進捗状況及び上記のような当方の考え方に対する貴省の見解を伺いたい。

- 内閣府「学校制度に関する保護者アンケート」では、上記のような仕組みについて、46.6%が賛成し、反対の10.7%を大きく上回っており、学習者本位の教育を実現するため、できる限り早期に導入すべきであると考えているが、

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成18年3月31日閣議決定) において、平成18年度に結論を出すべく、「今後更に積極的な研究・検討を行う」とされ、また、平成18年4月19日開催の経済財政諮問会議においても、民間議員から、「平成18年度中に、導入に向けた工程について結論を得よう」提言があり、具体的な仕組みをめぐり議論があったことから、

例えば構造改革特区を活用して特定の自治体で上記のような政策効果を有するバウチャー制度を試行するなど、少なくとも導入に向けた工程を早期に決定する必要があると考えているが、貴省の見解を伺いたい。

(3) 「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」のフォローアップについて

- 「平成 17 年度中措置」とされた事項についての措置状況等を伺いたい。特に学校選択については、経済財政諮問会議による「骨太方針 2005」の総点検の結果、「取組みを強化すべき」項目に挙げられており、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）の内容を踏まえて今年度如何なる取組みを行い、一層の普及促進を図る予定か具体的に示されたい。

以 上